

第 1 5 号様式（第 3 7 条関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 28 日	
山梨県知事	
長崎 幸太郎 殿	
提出者	
住 所 山梨県山梨市小原西 1 2 7 4 番地	
氏 名 株式会社 佐藤建設工業	
代表取締役 佐藤 正明	
電話番号 0 5 5 3 - 2 2 - 2 1 4 3 （代）	
山梨県生活環境の保全に関する条例第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 佐藤建設工業
事業場の所在地	山梨県山梨市小原西 1 2 7 4 番地
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 4 7 0 , 7 8 7 （千円）
③ 従業員数	1 2 人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	各工事現場→中間処理業者→最終処分業者（事業所）

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	648.52 t	t
	(これまでに実施した取組) 再生資源として使用できるよう中間処理業者から再生利用業者へ委託している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	640.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の再生利用を行うとともに、設計・施工方法を検討して発生量の減少に努めたい。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 再生処理可能な産業廃棄物については、分別をしっかり行い再生処理できるよう分別した。(木くず、石膏ボード、紙くず)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取り組みを継続していく。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量_	648.52 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	648.52 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・中間処理業者の指定した再生利用業者や最終処分業者に委託している。 ・マニフェストによる最終処分の確認を徹底する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量_	640.00 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	640.00 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	中間処理業者を通して優良処理業者への委託を協議して行きたい。		
※事務処理欄			

(第6面)

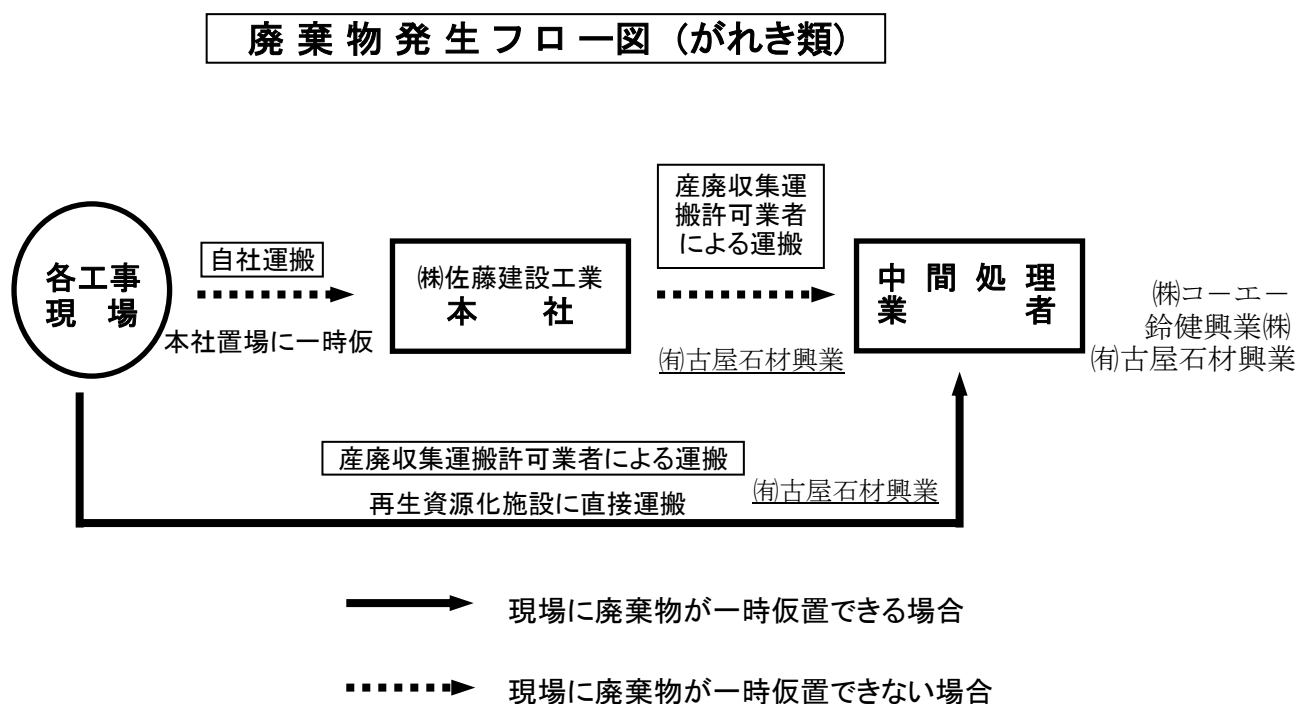
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

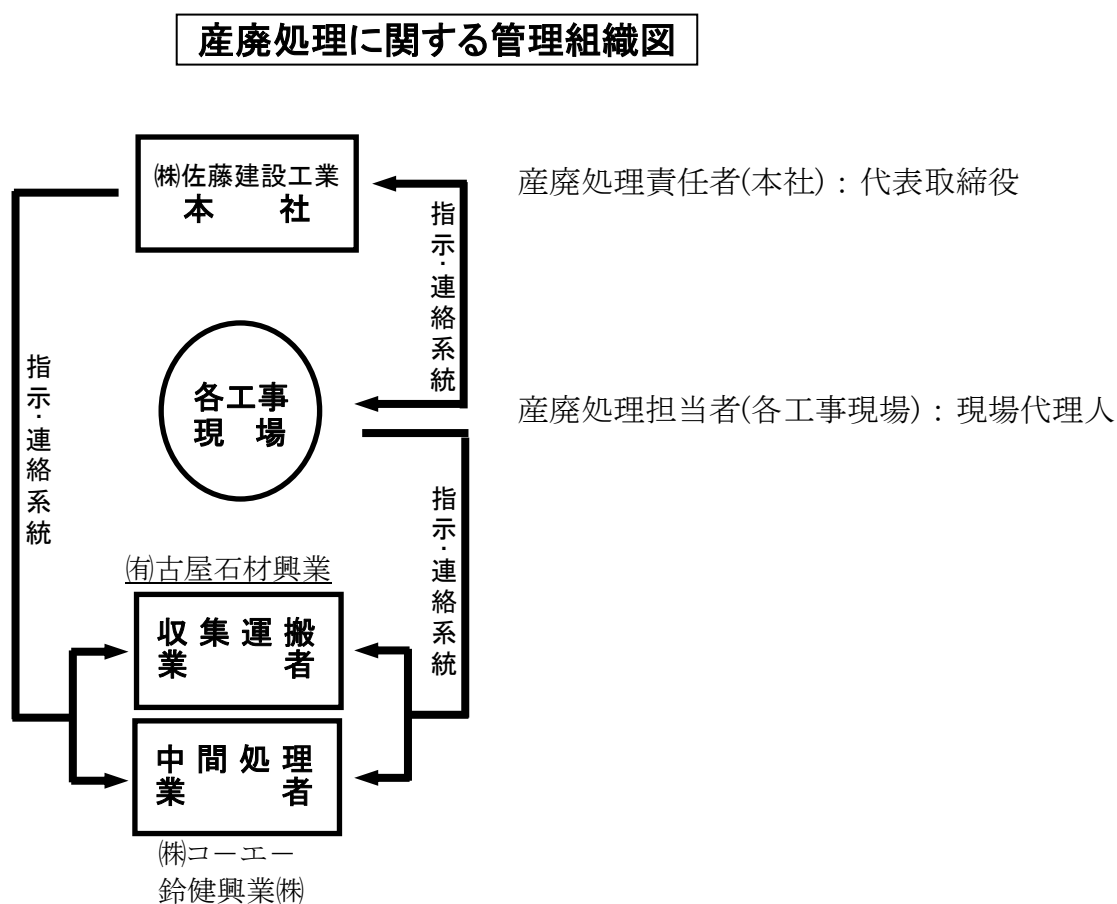
◎産第15号様式(第37条関係)

[illegible]

(1) 産業廃棄物発生フロー図
第15号様式(第37条関係)



(2) 産業廃棄物処理に関する社内管理体制



(2-1) 本社の管理体制及び役割

[基本方針]

各種法令を遵守し、廃棄物の適正な分別、保管、
収集・運搬、処分を行っていく。

- ① 社員教育の実施 [総務、土木、建築部毎に実施]
- ② 法令の改正、行政庁の指導内容などの周知徹底 [社内会議、朝礼時]
- ③ 全ての工事現場の建設廃棄物の発生量、及び処理状況の把握
- ④ 収集運搬業者、中間処理業者、再生資源化施設の調査、選定
- ⑤ 建設廃棄物処理委託契約書の作成、契約締結、及び契約書の保管・保存
- ⑥ マニフェストの交付管理、及び保管・保存
- ⑦ 収集運搬業者、中間処理業者の監督及び処理状況の確認
- ⑧ 現場への助言、指導

(2-2) 工事現場の管理体制及び役割

- ① 処理計画書の作成 [再生資源利用促進計画書]
- ② マニフェストの交付管理
- ③ 収集運搬業者、中間処理業者の監督及び処理状況の確認
- ④ 建設廃棄物処理実績の集計、保存及び本社への報告 [建設副産物処理状況表]
- ⑤ 下請業者への指導、監督

(3) 産業廃棄物の分別、再生利用、処理に関する事項

- ① 工事現場で発生した建設廃棄物(がれき類)は、現場でその都度、前項(5)に示す手順により、早期に中間処理施設又は、本社の廃棄物置場へ搬出する。しかし、一時現場内で保管することが必要な場合には、適切な場所に保管場所を設置し、雨水による流出対策や粉塵等の飛散防止対策等を施し、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように注意する。また、保管方法、保管場所等については、作業員などの関係者に周知徹底する。
- ② 廃棄物処理業者に建設廃棄物(がれき類)の処理を委託するために、事前に建設廃棄物処理委託契約を書面で取り交わす。処理業者の選定に際しては、「事業の区分」「扱える産業廃棄物の種類」「許可年月日と有効期限」「許可の条件」「処分方法、施設の処理能力」等を調査し、決定する。
- ③ 収集運搬業者に収集・運搬を委託する場合も、上記と同様の手順で行う。また、事前に現場から処分場までのルートを確認し、経路図を作成し、収集運搬業者及び運転手等に周知徹底する。
- ④ 建設廃棄物処理を実施する時は、必ずマニフェストを発行し、収集運搬から処理までが適正に行われたことを確認する。

